国地企技第７４号
令和８年９月７日

各都道府県知事　殿

国土地理院長
（公印省略）

測量法の一部改正に伴う公共測量の実施手続について（通知）

「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による測量法の改正について（通知）」（令和８年６月24日付国地総政第７号）による通知のとおり、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の一部が改正されたところである。

これに伴い、同法施行日（令和８年12月３日。以下「施行日」という。）以降、公共測量の実施手続の一部が変更されるため、下記事項に留意の上、公共測量の実施手続が適切に行われるよう対応いただくとともに、貴都道府県内の市区町村その他関係法人等に対しても本通知内容を周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

１．施行日以降における公共測量の実施手続の概要

実施手続の概要は以下のとおりである。別紙１とあわせて確認されたい。

・　測量計画機関から国土地理院の長へ実施計画書（以下「計画書」という。）の提出（法第36条第１項）
・　国土地理院の長から測量計画機関へ技術的助言（法第36条第２項）
　※　技術的助言を受けた後でなければ公共測量を実施してはならないものとされた。
・　測量計画機関から国土地理院の長へ実施の通知（法第36条の２第１項）
　※　前記の技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならないものとされた。
・　国土地理院の長による公示（実施の公示）（法第36条の２第３項）

・　測量計画機関から国土地理院の長へ終了の通知（法第 36 条の 2 第 2 項）
　※　測量計画機関は、公共測量の実施を終わったときは、その旨を国土地理院の長に通知しなければならないものとされた。
・　国土地理院の長による公示（終了の公示）（法第 36 条の 2 第 3 項）
・　測量計画機関から国土地理院の長へ測量成果（写）の提出（法第 40 条）
・　国土地理院の長による測量成果の審査（審査書の送付）（法第 41 条第 1 項）

２．各手続の詳細及び留意事項

（１）計画書の提出

・　測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめ、目的、地域及び期間、精度及び方法を記載した計画書を国土地理院の長へ提出し、技術的助言を求めるものとする。
・　計画書の内容を変更しようとするときもこれに準ずるものとする。
・　計画書の様式は、従前のとおりである。

（２）技術的助言

・　国土地理院の長は、計画書の提出があったときは、助言書により技術的助言を行う。
・　測量計画機関は、技術的助言を受けた後に当該公共測量を実施するものとする。
・　技術的助言に要する期間は、7 日から 14 日程度を目安とされたい。なお、計画書の提出が集中する時期や必要な資料が不足している場合などには、処理期間が長くなることがあるため留意されたい。
・　計画書の処理状況は、施行日以降、国土地理院のウェブサイトで確認できるよう準備を進めている。

（３）実施の通知

・　技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項（測量種別等）を国土地理院の長へ通知するものとする。
・　通知書は（１）の計画書を単位として作成するものとする。測量の地域が複数の都道府県に跨る場合であっても別葉で作成することを要しない。
・　通知書の様式及び記載例は別紙 2 を標準とする。
・　提出した通知書の内容に変更があったときには、上記に準じて変更事項を通知されたい。

（４）終了の通知

・　公共測量の実施が終わったときは、その旨及び終了年月日を国土地理院の長へ通知するものとする。公共測量を中止したときもこれに準ずるものとする。
・　通知書の様式及び記載例は別紙 2 を標準とする。

（５）国土地理院の長による公示

・　国土地理院の長は、測量計画機関から実施及び終了の通知を受けたときは、遅滞なく、これらを公示する。
・　公示は、国土地理院のウェブサイトで行う予定である。

３．施行日前後における公示事務及び通知手続

（１）都道府県における公示事務
・　施行日前に測量計画機関から実施及び終了の通知を受けたが、施行日前に公示ができない場合には、測量計画機関に対して国土地理院の長へ改めて通知を行う旨を連絡されたい。
・　施行日以降に測量計画機関から都道府県知事へ通知があった場合には、国土地理院の長へ通知を行うよう当該測量計画機関へ連絡されたい。

（２）測量計画機関における実施及び終了の通知手続
・　通知先は、原則として通知の時点に応じ、施行日前は都道府県知事、施行日以降は国土地理院の長とする。ただし、都道府県知事へ通知を行ったが、都道府県において、施行日前に公示ができない旨の連絡があった場合には、施行日以降に改めて国土地理院の長へ通知されたい。
・　施行日前に都道府県知事へ実施の通知を行い、既に公示されている場合には、施行日以降に改めて国土地理院の長へ通知することを要しない。施行日以降に当該公共測量の終了の通知を行う場合には、国土地理院の長へ通知するものとする。

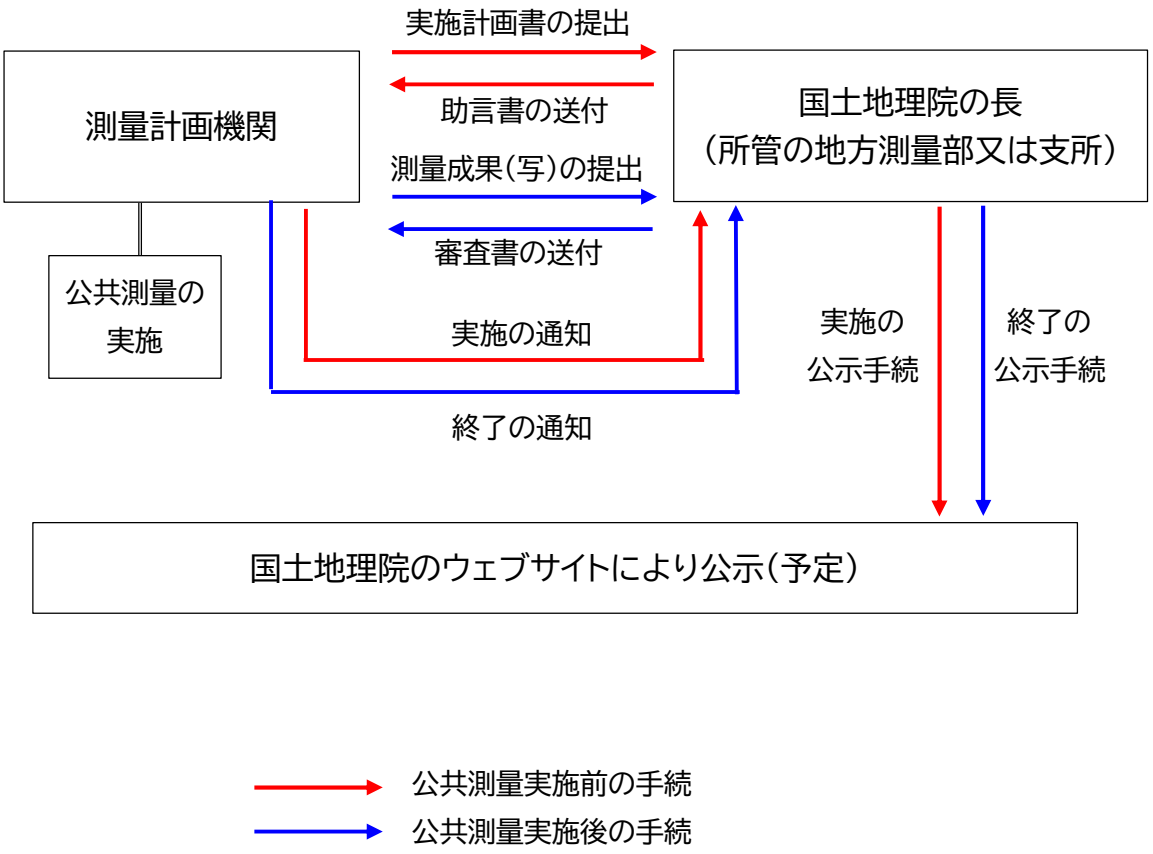
４．公共測量の手続書類の提出先
・　公共測量の手続書類は、所管の地方測量部又は支所（別紙３を参照）へ提出されたい。
・　手続書類は、原則として電子メールにより提出されたい。なお、電子メールによる提出が困難な場合にはその限りではない。

５．本通知に関する問合せ先
所管の地方測量部又は支所　公共測量担当

企画部技術管理課　公共測量グループ
E-mail：gsi-koukyou-shidou@gxb.mlit.go.jp　　電話：029-864-1111（内線：3534）

別紙１

改正法施行日以降における公共測量の実施手続の概要



別紙２

実施の通知（法第 36 条の２第１項関係）の標準様式及び記載例

文　書　番　号
（元号）　○年　○月　○日

国土地理院長　殿

公印省略可
測量計画機関の長

公共測量の実施について（通知）

（元号）○年○月○日付け国地○公第○号により助言を受けた公共測量について、下記のとおり測量を実施しますので、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 36 条の２第１項の規定に基づき通知します。

記

１．作業地域　○○県○○市、○○町
△△県○○市、○○○市、○○町

２．作業期間　（元号）○○年○○月○○日　から
（元号）○○年○○月○○日　まで

３．その他（測量種別）　○○測量、○○○測量

※　計画書を単位として作成してください。都道府県ごとに別葉で作成する必要はありません。
※　３．その他（測量種別）には、計画書の作業量に記載している測量種別を記載してください。

終了の通知（法第 36 条の２第２項関係）の標準様式及び記載例

文　書　番　号
（元号）　○年　○月　○日

国土地理院長　殿

公印省略可
測量計画機関の長

公共測量の終了について（通知）

（元号）○年○月○日付け国地○公第○号により助言を受けた公共測量について、○月○日をもって終了しましたので、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 36 条の２第２項の規定に基づき通知します。

別紙３

公共測量の実施手続書類の提出先（地方測量部又は支所：()内は所管する都道府県）

北海道地方測量部（北海道）
E-mail：gsi-koukyou-ho01@gxb.mlit.go.jp　TEL：　011(709)2311　内線 4506

東北地方測量部（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
E-mail：gsi-trsd-pops@ki.mlit.go.jp　TEL：022(295)8613 , 8544

関東地方測量部（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
E-mail：gsi-k10-kokyo@gxb.mlit.go.jp　TEL：03(5213)2053

北陸地方測量部（新潟県、富山県、石川県、福井県）
E-mail：gsi-hr2pub_o@gxb.mlit.go.jp　TEL：076(441) 0933

中部地方測量部（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
E-mail：　gsi-cb-kokyo05@gxb.mlit.go.jp　TEL：052(961)5509

近畿地方測量部（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
E-mail：gsi-kinki-3640kokyo@gxb.mlit.go.jp　TEL：06(6941)4507 , 4930

中国地方測量部（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
E-mail：gsi-cg7-kokyo@gxb.mlit.go.jp　TEL：082(221)9743 , 9840

四国地方測量部（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
E-mail：gsi-4-chousag@gxb.mlit.go.jp　TEL：087(811)1900

九州地方測量部（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
E-mail：gsi-kokyo-9@gxb.mlit.go.jp　TEL：092(411)7916 , 7881

沖縄支所（沖縄県）
E-mail：gsi-10-oki-g@gxb.mlit.go.jp　TEL：098(963)8700